

羅臼町ちょっと暮らし住宅設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、羅臼町(以下「町」という。)への移住希望者や移住を検討している者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる羅臼町ちょっと暮らし住宅(以下「住宅」という。)を設置し、町の移住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)移住希望者

町への移住を希望及び検討している者。

(2)ちょっと暮らし住宅

日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に町内での生活体験ができるよう町が貸し付ける住宅

(住宅)

第3条 使用する住宅は、下記のとおりとする。

名 称 羅臼町職員住宅

住 所 羅臼町船見町68番地11

建設年 昭和57年（平成28年改修）

構 造 CB造 2階建 4戸集合住宅

総面積 278.58㎡

(入居者の資格)

第4条 住宅に入居できる者は、第2条第1号に規定する移住希望者及びその家族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻予定者を含む。)で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者とする。

(使用申込み)

第5条 住宅の使用を希望する者(以下「使用者」という。)は、住宅の使用について、移住窓口に入居の予約をしなければならない。

2 入居の予約は、住宅の使用開始日の3カ月前からできるものとし、使用開始日の1カ月前までとする。

3 移住窓口の担当者は、予約の受付後、直ちに羅臼町ちょっと暮らし住宅予約受付簿(様式第1号)にその旨を記載しなければならない。

- 4 使用者は、住宅を使用する前に羅臼町ちよつと暮らし住宅使用申込書(様式第2号。以下「申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

(入居決定)

第6条 町長は、前条第4項の規定による申込書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めるときは、羅臼町ちよつと暮らし住宅入居決定書(様式第3号。以下「決定書」という。)を交付しなければならない。この場合において、町長は住宅の管理運営上必要と認める場合、その使用について条件を付することができる。

- 2 決定書は、申込書受領後、2週間以内に交付しなければならない。

(契約)

第7条 決定書の交付を受けた使用者は、羅臼町ちよつと暮らし住宅定期賃貸契約書(様式第4号。以下「契約書」という。)を町長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

(賃貸期間及び条件)

第8条 住宅の賃貸期間は原則1週間とする。ただし、町長が特に認めた場合は1カ月以内とし、前条に規定する契約書において定める。

- 2 賃貸期間中、町が提供する観光体験に参加することができる。
3 民間事業者等が行う就業体験で利用する場合には、別に定める。

(使用料)

第9条 住宅の使用料は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

料金種別	期間	人数	金額	備考
使用料	1週間	1名利用	35,000円	
追加料 (2名以上で利用する場合)		・大人1名につき ・小学生1名につき 但し幼児は無料	10,000円 5,000円	中高生は大人に含む
	1週間を越える日1日当り		1,800円	利用者が複数でも同額
冬期加算料	1日当り		600円	10月1日～4月30日までの間(暖房費)

- 2 使用者は前項の使用料を町長が発行する納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。

- 3 第1項の使用料には、住宅借上料、光熱水費(電気、ガス及び上下水道料)、燃料費(灯油代)、ごみ処理費及び通信費(NHK受信料等)を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品、交通費は使用者の負担とする。
- 4 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その一部を還付することができる。
- 5 前項のただし書きの規定により使用料の一部を還付する場合、還付額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用者に対する特典)

第10条 町長は第7条に規定する契約を締結し、前条第2項に規定する使用料を前納した者に対し、町内の魅力PRを図るため、1日分の町内観光体験ツアー一等の参加料を負担する。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、第9条第1項による使用料を納めた後に、町長から住宅の鍵を受け取り、借受ける。この場合、使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること。また、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) トイレtpーパー等、備え付けの備品を持ち帰らないこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、住宅の借用に関し町長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第12条 使用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること
- (9) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅の借用に相応しくない行為をすること。

(入居決定の取消)

第13条 町長は、使用者に第11条及び前条の規定に違反する行為があった場合又は住宅を継続し使用することが困難であると認める場合は、第6条の規定による入居決定を取消することができる。

(明渡し)

第14条 使用者は、使用期間が終了する日まで又は前条の規定に基づき入居決定が取消された場合にあつては直ちに、住宅を明け渡さなければならない。この場合において使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(立入り)

第15条 町長は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、町長の指定した者に、住宅の検査をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している住宅に立ち入るときは、あらかじめ住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 使用者は、正当な理由がある場合を除き、第1項の規定に基づく検査及び立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、故意又は過失により住宅、設備並びに備品等を破損、汚損又は滅失したときは、ただちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(事故免責)

第17条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅での事故及び滞在期間中に住宅外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は 平成29年4月1日から施行する。

羅臼町ちょっと暮らし住宅使用申込書

羅臼町長 様

申込者 住 所
氏 名 ⑨

羅臼町ちょっと暮らし住宅を使用したいので、羅臼町ちょっと暮らし住宅設置要綱第5条の規定により、次のとおり申込みます。

使用 者 氏 名	年 齡	歳	続 柄	親・妻 子・他
	年 齡	歳	続 柄	親・妻 子・他
	年 齡	歳	続 柄	親・妻 子・他
	年 齡	歳	続 柄	親・妻 子・他
連 絡 先 住 所	〒			
電 話 番 号		携 帯 電 話		
メー ル ア ド レ ス				
使 用 期 間	年 月 日 から		年 月 日	
利 用 の 目 的	<input type="checkbox"/> 羅臼町移住の準備（生活体験）のため <input type="checkbox"/> 羅臼町への移住を検討するため <input type="checkbox"/> 民間事業者等が行う就業体験			
貸し布団申込	組	1組 1日@	円（税込）	日× 円
ちょっと暮らしを行うに当たっての質問事項などありましたら記入してください。				
備 考				

※ ちょっと暮らし申込書に記載する一切の情報は、本事業のみ使用し、他の目的で使用はいたしません。

1. 羅臼町までの交通費は自己負担となり、使用料については入居前にお支払いいただきます。ただし、就業体験で利用する場合は、ひと月ごとにお支払いすることができます。
2. 欄が足りない場合はコピーしてお使いください。

羅臼町ちよっと暮らし住宅入居決定書

様

羅臼町長

印

年 月 日付で申請のありました羅臼町ちよっと暮らし住宅の使用申込みにつきましては、審査の結果、入居決定しましたので通知します。

記

使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	日間
利用人数	人 (申請者含む)	

【注意事項】

1. 遵守事項

- (1) 使用者は、入居するときに町職員の立会を受けなければなりません。
- (2) 留守や就寝時には施錠するなど施設を善良に管理してください。また、鍵を紛失したときは速やかに町長に報告してください。
- (3) 火気の取り扱いに注意するとともに水道の凍結に配慮してください。また、備付の備品及び食器類については適切に取扱ってください。
- (4) 使用者は、住宅若しくは設備または備品等を破損、汚損、滅失したときは、速やかに町長にその旨を報告してください。
- (5) トイレトペーパー等、備え付けの備品を持ち帰らないでください。
- (6) 使用者は、施設及び施設周りを適正に管理してください。
- (7) ゴミは決められたルールに従い搬出してください。
- (8) 使用者は、住宅の使用期間が満了したときは、ただちに住宅の鍵を町長に返却してください。
- (9) その他、施設の使用に関し町長が定めた事項を遵守してください。

2. 禁止事項

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅の借用に相応しくない行為をすること。

3. 損害賠償

使用者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。ただし、やむを得ない事情によると町長が特に認めた場合は、この限りではありません。

羅臼町ちよっと暮らし住宅定期賃貸契約書

（契約の締結）

第1条 貸主 羅臼町（以下「甲」という。）と借主 _____（以下「乙」という。）は、第2条に掲げる羅臼町ちよっと暮らし住宅（以下「住宅」という。）の賃貸について、以下の条項により借地借家法（以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結する。

（住宅）

第2条 甲は、甲が所有する次の住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
羅臼町職員住宅 移住体験施設	羅臼町船見町 68 番地 11 職員住宅 号室	昭和 57 年 (平成 28 年改修)	C B 造 2 階建て 4 戸集合住宅	総面積 278.85 m ² 使用施設面積 3LDK 65.23 m ²

（契約期間）

第3条 この契約期間は、次に掲げるとおりとする。

始期 年 月 日 から
終期 年 月 日 まで（ 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了する。

（使用料）

第4条 住宅の使用にかかる使用料は金 _____ 円 とする。

2 乙は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、就業体験で利用する場合は、ひと月ごとに納入することができる。

3 第1項の使用料は、住宅借上料、光熱水費（電気、ガス及び上下水道料）、燃料費（灯油代）、ごみ処理費及び通信費（NHK受信料等）を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品（住宅に備え付けの消耗品を除く。）並びに交通費は乙の負担とする。

4 第2項により収めた使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部または一部を還付することができる。

（維持管理）

第5条 乙は、住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により住宅を滅失又は毀損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、原状回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の使用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担するものとする。

(乙の遵守事項)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること。又、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (4) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (5) その他、住宅の借用に関し町長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第7条 乙は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること
- (9) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅の借用に相応しくない行為をすること。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに町職員の立会のもと住宅を明渡ししなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第10条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入を拒否することはできない。

(事故免責)

第11条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を所管する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、甲、乙各々その1通を保有する。

年 月 日

貸主 (甲) 羅白町長 ⑩

借主 (乙)

住 所

氏 名 ⑩